

青森県PTA連合会会則

第1章 総 則

(名称及び事務局の所在地)

第1条 この会は、青森県PTA連合会といい、事務局を青森県青森市新町一丁目1-14に置く。

(目的)

第2条 この会は、各郡市連合PTA等の連携を密にし、PTAの発展を推進して、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 この会は、青森県内の各郡市連合PTA等をもって構成する。

2 各郡市連合PTAとは、各郡内の町村で組織した連合PTA及び各市連合PTA並びに郡と市で組織した広域連合PTAを云う。

3 各郡内の町村で組織した連合PTAを有しない場合は、その郡内の町村連合PTAをもって充てることができる。

4 諸事情により本会を退会する場合はその年度の12月末までに退会する旨を本会事務局まで提出し、理事会で報告する。

(会員)

第4条 この会の会員は、各郡市連合PTA等で構成し、これに所属するすべての者を会員とする。

(方針)

第5条 この会の方針は、次のとおりである。

- 一 この会は、教育を本旨とする民主団体として、不偏不党、自主独立の性格を堅持する。
- 二 この会と目的を同じくする他の団体及び関係機関の活動に協力する。
- 三 この会は、構成する各郡市連合PTA等の自主性を尊重する。

(活動内容)

第6条 この会は第2条の目的を達成するため、前条の方針に従い次の活動をする。

- 一 各郡市連合PTA等相互の連絡・情報交換。
- 二 各郡市連合PTA等の共通する課題の調査研究。
- 三 教育の正常な発展と世論の形成及び関係機関への建議。
- 四 会員研修のための研究大会の開催。
- 五 その他目的達成のために必要な事業。

(権利と義務)

第7条 この会の会員は、次の権利と義務を有する。

- 一 この会の活動に参加し、役員を選び、または役員に選ばれること。
- 二 この会の目的達成に協力し、所定の負担金を納入すること。

第2章 役 員

(役員の構成)

第8条 この会には次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 6名
- 三 理 事 37名以内
- 四 監 事 3名

2 役員の選出については、別に役員選出規程をもって定める。

(会長、副会長、監事の選出)

第9条 会長、副会長、監事は、年次総会において選出する。ただし、監事は他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は年次総会から次期年次総会までの1ヵ年とする。ただし、再任することができる。補充により選出された場合は、前任者の残存期間とする。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

- 一 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
- 三 理事は会の重要事項を審議する。
- 四 監事は会の業務執行及び財産状況を監査し、総会に報告する。

第3章 代 議 員

(代議員の職務)

- 第12条 代議員は、各都市連合PTA等4名以内とする。ただし、そのうち1名は常置委員として委員会に所属する。
- 2 代議員は、総会に出席し議決権を行使する。
- 3 代議員は、監事を兼ねることはできない。

第4章 会 議

(会議)

- 第13条 この会の会議は、総会、理事会、正副会長会議とする。
- 2 会長が必要と認めたときは、正副会長・正副委員長合同会議を開くことができる。

(総会)

- 第14条 総会は、この会の最高機関であって、役員及び代議員をもって構成する。
- 2 年次総会は毎年6月に開催する。ただし、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または理事会が必要と認めたとき開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議決定議決する。
- 一 事業報告及び決算 二 事業計画及び予算 三 会則及び規程の改廃 四 役員の選任 五 その他必要と認めた事項

(理事会)

- 第15条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、役員をもって構成し、次の事項を審議する。
- 一 総会に付議すべき事項及び総会から委任された事項。
- 二 この会の運営に必要な事項。

(正副会長会議)

- 第16条 正副会長会議は、会長・副会長をもって構成し、次の事項を審議する。
- 一 理事会に付議すべき事項及び理事会から委任された事項。
- 二 諸規程集の制定、改廃に関する事項。
- 三 この会の運営に必要な事項。

(会議の議決)

- 第17条 この会の会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面会議等の開催)

- 第18条 緊急時において、第13条に定める会議の開催が困難な場合、会長の判断をもって書面又は電磁的方法での議決ができる。
- 2 書面又は電磁的方法での議決は、回答数及び参加者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(議事録)

- 第19条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成する。議事録は出席者の中から2名の議事録署名者を選出し、これに記名押印するものとする。

第5章 委 員 会

(常置委員会の設置及び所掌事項)

- 第20条 この会に次の常置委員会を置く。
- 一 総務委員会
- イ 会則・諸規程に関する事項。
- ロ 財政に関する事項。
- ハ 研究大会に関する事項。
- 二 表彰式等に関する事項。
- ホ その他必要な事項。
- 二 教育問題委員会

- イ 会員研修に関する事項。
 - ロ 児童・生徒の健全育成に関する事項。
 - ハ 児童・生徒の健康及び給食に関する事項。
 - ニ 家庭教育に関する事項
 - ホ その他必要な事項。
- 三 情報調査広報委員会
- イ 広報発行に関する事項。
 - ロ 調査研究に関する事項。
 - ハ インターネットに関する事項。
 - ニ ホームページの管理に関する事項
 - ホ その他必要な事項。

(委員会の委員)

第21条 常置委員会の委員は、本会の理事及び各郡市選出常置委員をもって充てる。

2 常置委員会の委員長1名、副委員長2名は委員の互選とする。

(特別委員会の設置)

第22条 必要に応じて特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、正副会長会議で発議し、理事会の議を経て設置する。

(特別委員会の委員)

第23条 特別委員会の委員は正副会長会議で発議し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 特別委員会の委員長1名、副委員長2名は委員の互選とする。

第6章 経 理

(経費)

第24条 この会の経費は、この会に加入している各郡市連合PTA等の負担金、その他の収入でまかなう。

(運営基金)

第25条 経理に当たっては仮払い等のための運営基金を設けることができる。

(会計年度)

第26条 この会の会計年度は、5月1日にはじまり、翌年の4月30日までとする。

第7章 事 務 職 員

(職員)

第27条 この会は事務を処理するため所在地に事務局を設置し職員を置くことができる。

(事務局長及び事務局員)

第28条 前条の定める職員として、事務局長と事務局員を置くことができる。

2 職員の服務規程は別に定める。

第8章 顧 問

(顧問の設置及び承認)

第29条 この会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の推薦により正副会長会議の承認を得るものとする。

第9章 個 人 情 報

第30条 この会は、「個人情報の保護に関する法律」に則った個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、次のとおり個人の権利利益を保護するものとする。

2 業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

3 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める「個人情報保護規程」による。

第10章 補 則

(関係団体への加入)

第31条 この会は、東北PTA連絡協議会及び公益社団法人日本PTA全国協議会に加入するものとする。

(他各郡市連合PTA等への移籍)

第32条 児童生徒の進学や転居等により、各郡市連合PTA等からの転籍があった場合、重複所属をさけるために、旧各郡市連合PTAの役員であつては転籍の翌々年度からでなければならない。なお、児童生徒の通学する単位PTAの役員になることを否定するものではない。

第33条 この会は、必要に応じて諸規程を設け、総会において改廃できる。

付 則

この会則は、昭和55年6月21日から施行する。

制定 昭和36年6月24日

改正 昭和39年6月27日・昭和41年6月24日・昭和46年7月9日

昭和49年6月25日・昭和51年6月29日・昭和54年6月20日

昭和55年6月21日・昭和60年6月15日・平成6年6月17日

平成14年6月11日・平成17年11月13日・平成20年6月10

日

平成26年5月15日 9条、13条、17条、19条、13条議事録

追加

平成26年6月5日 18条一部追加

平成29年5月26日 27条一部改正

平成30年6月1日 2条2項一部改正、23条

令和元年6月1日 第5章経理付則削

令和3年6月4日 4条、7条14条、17条一部改正、6条、10条

19条一部追加

令和4年6月3日 13条、15条一部改正、12条、18条、29条

附則（改正） この規程は、令和7年6月6日から施行する。

附則 年次総会から次期年次総会までに間に、各郡市連合PTAが存在しなくなった場合は、当該郡内等で事務局町村連合PTAを定め、本会に届出ること第3条の構成員であり続けることができる。万一、不届けの場合は、このかぎりではない。

令和8年6月5日 3条、4条、5条、10条、11条、13条、15条、18条、27条、28条、29条、30条 一部改正

追加

令和8年6月5日 21条、22条、23条、32条追加

附則（改正） この規程は、令和8年6月5日から施行する。